

令和8年度三豊市地域農業担い手活性化支援事業要望調査

三豊市の農業振興を目指し、営農用機械や施設整備といったハード面から調査研修や新商品開発、販売促進活動といったソフト面など、幅広い農業経費を助成します。

記

<準備物>

- ・(事業に関係する)見積書、カタログ、函面等の仕様の分かるもの
- ・団体の場合は構成員名簿、規約、会計が分かるもの

※窓口で要望調査票を記入していただく際に下記の内容が必要になりますのでお調べの上お越しください。

- ①事業の対象となる作物の現状面積
- ②消費税区分(原則課税・簡易課税・非課税)

<提出期限>

令和8年7月17日(金)

(ご要望内容をお聞きしますので、なるべく農林水産課へご提出ください)

<備考>

- ・機械等導入の支援は5年間で1回限り(1経営体あたり)とします。
 - ・今年度採択されない場合でも来年度以降に予算の範囲内で採択可能です。
 - ・個々の要望を集約した後、随時採否を通知させていただく予定です。
 - ・今年度の機械導入は令和9年1月末までに納品可能なもののみ対象とします。
 - ・要望の内容や要件等により、不採択となる場合もございますので、ご了承ください。
- ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

三豊市農林水産課
担当：大畑・池田
電話：0875-73-3040
FAX：0875-73-3047

以下の8項目から必要な支援を受けることができます

- 01 産地形成支援事業
- 02 地元農産物販売促進事業
- 03 茶振興事業
- 04 スマート農業推進事業
- 05 多様な農業人材支援事業
- 06 認証取得支援事業
- 07 地域計画推進事業
- 08 新技術導入支援事業

06 認証取得支援事業

対象主体 認定農業者 / 認定新規就農者 / みどり認定者 / 認定農業人材 / 左記が構成員に含まれる団体

06 ソフト事業

対象経費 有機JAS、特定保健用食品等各種認証の取得に係る経費
※助成対象外
 ※ドローン免許、大型特殊免許等
 ※新規及び更新に對し交付。
 ※対象となる農地等が市内であること。

補助率 事業費の10/10以内
 定額50,000円
(ただし5万円に満たない場合は、事業費を上限として千円未満を切り捨てる)
 ※年1回限り
 ※事業実施主体につき1回限りで、3年連続可



07 地域計画推進事業

対象主体 地域計画内に農業を担う者として記載されている者（認定農業者、認定新規就農者は除く）

07 ハード事業

対象経費 品目問わず農業経営に必要な機械、施設等を整備するのに必要な経費
※事業費の上限：30万円
 ※事業実施主体の保有する同種の機械施設の導入状況を確認し、最の下限額を参考資料とする。

補助率 事業費の1/5以内
 上限1,000,000円
※事業実施主体につき5年間に1回の補助
 [達成すべき成果目標]
 地域計画の達成に向けた集積、蓄約化が図られること。
 ただし給付額についてはヒートポンプ冷暖房にやさしい農業への取り組みを対象とする。



08 新技術導入支援事業

対象主体 認定農業者を含む団体

08 ソフト事業

対象経費 新技術導入に関する調査研修費等に係る経費
 新技術導入し、定着するまでにかかる簡易な基礎整備等に係る経費
※直接交付金対象品目を除く
 ※同一品目は1回限り。
 ※団体である場合は、3人以上・規約・代表者・会計等の定めがあるもの。

補助率 事業費の1/2以内
 上限300,000円
※事業実施主体につき1回限りで、3年連続可
 [達成すべき成果目標]
 導入した新技術を継続して活用していること。



申請方法

下記にご記入のうえ、**三豊市農林水産課**までご相談ください。
 窓口へお越しの際は、**見積書(写し)**と**カタログ**をご持参ください。
 1月末までに納品可能なものに限ります。申請後、遅くとも翌月末日までに採否を通知します。

希望する支援事業	01 産地形成支援事業	<input type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> ハード事業
	02 地元農産物販売促進事業	<input type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> ハード事業
	03 茶振興事業	<input type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> ハード事業
	04 スマート農業推進事業	<input type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> ハード事業
	<input type="checkbox"/> 05 多様な農業人材支援事業	<input type="checkbox"/> 07 地域計画推進事業
	<input type="checkbox"/> 06 認証取得支援事業	<input type="checkbox"/> 08 新技術導入支援事業
実施主体 (組織・団体)	例：●●生産組合	
電話番号		
受益戸数	例：50戸	
対象作物	例：本稻	
作物別受益面積	例：20a	
事業内容	例：トラクター、育苗ハウス等	
事業量	例：1台	
消費税区分	<input type="checkbox"/> 原則課税 <input type="checkbox"/> 簡易課税 <input type="checkbox"/> 非課税	

ご相談・
ご来庁の際は
お電話ください

三豊市農政部農林水産課 担い手支援事業係

0875-73-3040 受付時間 8:30-17:15

〒767-8585 香川県高松市高瀬町下野間2373番地1 三豊市危機管理センター1F

令和7年7月発行
MIOYO CITY

三豊市 地域農業担い手活性化支援事業 補助金のご案内

三豊市農政部農林水産課



営農用機械から商品開発まで、幅広く支援します

「三豊市地域農業担い手活性化支援事業」は、三豊市の農業振興を目指し、営農用機械や施設整備といったハード面から、調査研修や新商品開発、販売促進活動といったソフト面など、幅広い経費を助成するものです。

申請時の注意点 — 必ずご確認ください

- 1 国県補助金と重複して受給できません。
- 2 各補助金について1,000円未満の端数は切り捨てます。
- 3 要望の内容や要件等により、不採択となる場合もありますので、ご了承ください。

1 各実施主体の定義は、以下の通りです。

集落営農組織	「集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農集団」で、規約・代表者・会計等の定めがあるもの
新たに集落営農に取り組もうとする者	集落営農の組織化（再編を含む）を行い、規約・代表者・会計等の定めがあるもの
産地形成団体	JA香川県生産者部会もしくは「これまでの産地の復活・拡大を目指す市内農業者5名以上の団体」で、規約・代表者・会計等の定めがあるもの

※団体である場合は、規約・代表者・会計等の定めがあるもの

01 産地形成支援事業

産地形成の取組みに必要な経費に対して支援します

01A ソフト事業

調査研修活動、販売促進活動、
経理ソフト購入、税理士相談、法人登記指導 等

※助成対象外
パソコン・プリンター、肥料農薬衛生資材の購入、
飲食費（食事・弁当代・研修会費等）、共済掛金、土地改良、水利用費 等

事業費の1/2以内
上限 100,000円

※一事業実施主体につき1回限りで、3年継続可

対象主体
・集落営農組織
・新たに集落営農に取り組もうとする者で構成された集団
・産地形成団体



01B ハード事業

営農用機械・施設等を整備するのに必要な経費

※事業費の下限：30万円
※事業実施主体及びその構成員の保有する同種の機械施設の導入状況を把握し、香川県特定
高性能機械導入計画に定める機械にあっては、現ね利用規模の下限を下回らない利用計画
とすること。営農用機械等を整備する場合は、更新機立等の更新計画を立てていること。
※助成対象外
軽トラ・軽トラックなど汎用性の高い機械及びバックホーなどの建設用機械

事業費の1/2以内
上限 1,000,000円

※一事業実施主体につき5年間に1回の補助

対象主体
・集落営農組織
・認定農業者
・産地形成団体

※認定農業者は上記の採択基準を満たすこと。

	採択基準(作付面積)
米	概ね10ha以上
野菜・花き	概ね30a以上
ほろ野菜・種菜花き	概ね20a以上
果樹	概ね30a以上

[達成すべき成果目標]
自前年度における対象品目の新販路・加工・業務用の出荷量又は作付面積が、事業実施前年度に比べて20%以上増加すること。ただし、事業実施前年度に比べて20%以上増加すること。その対象品目については、目標年度において次の品目の1つ以上を達成すること
1. 対象品目の作付面積を事業実施前年度に比べて20%以上増加すること。
2. 対象品目の10a当たり収量を事業実施前年度に比べて2%以上増やすこと。
3. 対象品目の品名と品名別の上仕組品の割合を事業実施前年度に比べて2%以上増加すること。

02 地元農産物販売促進事業

対象主体
認定農業者/地産地消に取組む給食食材納入登録者/左記が構成員に含まれる団体
・自ら生産した農産物の販路拡大、地産地消及び6次産業化に取り組む農業者、もしくは農業者により構成された団体であること。
・事業の対象となる農産物は、自ら生産したものが70%以上を占めること。

02A ソフト事業

対象経費
新商品開発、販売促進活動、
地産地消活動、新技術導入、
品質分析 等

補助率
事業費の1/2以内
上限 100,000円

※一事業実施主体につき1回限りで、3年継続可

[達成すべき成果目標]
自前年度における対象品目の新販路・加工・業務用の出荷量又は作付面積が、事業実施前年度に比べて20%以上増加すること。ただし、事業実施前年度において対象品目の新販路・加工・業務用の出荷量又は作付面積の増加がない場合は、目標年度における対象品目の出荷量又は作付面積が、全出荷量又は全作付面積の20%以上を占めること。

02B ハード事業

対象経費
地産地消及び6次産業化等に必要な機械・
施設等を整備するのに必要な経費
(汎用性のあるものを除く。)

補助率
事業費の1/2以内
上限 1,000,000円

※一事業実施主体につき5年間に1回の補助



03 茶振興事業

対象主体
農事組合法人/農業者の組織する団体(5戸以上の農業者で構成する任意団体)

03A ソフト事業

対象経費
調査研修活動、
品質分析、
生産者団体の組織化 等

補助率
事業費の1/2以内
上限 100,000円

※一事業実施主体につき1回限りで、3年継続可

[達成すべき成果目標]
自前年度における対象品目の出荷量又は作付面積が、事業実施前年度に比べて20%以上増加すること。ただし、事業実施前年度において対象品目の出荷量又は作付面積の増加がない場合は、目標年度における対象品目の販売金額が50万円以上であること。

03B ハード事業

対象経費
茶の生産振興等に必要な機械・施設等を
整備するのに必要な経費
(汎用性のあるものを除く。)

補助率
事業費の1/2以内
上限 1,000,000円

※一事業実施主体につき5年間に1回の補助

[達成すべき成果目標]
自前年度における対象品目の出荷量又は作付面積が、事業実施前年度に比べて20%以上増加すること。ただし、事業実施前年度において対象品目の出荷量又は作付面積の増加がない場合は、目標年度における対象品目の販売金額が50万円以上であること。

04 スマート農業推進事業

対象主体
認定農業者/集落営農組織/農地所有適格法人/農事組合法人

04A ソフト事業

対象経費
調査研修活動、ソフト購入 等

※助成対象外
パソコン(スマホ・タブレット)・プリンター、
飲食費(食事・弁当代・懇親会費等)、データ通信費 等

補助率
事業費の1/2以内
上限 100,000円

※一事業実施主体につき1回限りで、3年継続可

[達成すべき成果目標]
自前年度における対象品目の出荷量又は作付面積が、事業実施前年度に比べて20%以上増加すること。ただし、事業実施前年度において対象品目の出荷量又は作付面積の増加がない場合は、自前年度における対象品目の販売金額が200万円以上であること。

04B ハード事業

対象経費
農業用ICTやAI等の先進的・省力化技術
を用いたスマート農業の実践に必要な機械・
施設等を整備するのに必要な経費(備品購入、
工事請負費、費用材料費等)とし、汎用性のある機械・施設を除く。)

補助率
事業費の1/2以内
上限 1,000,000円

※一事業実施主体につき5年間に1回の補助

[達成すべき成果目標]
自前年度における対象品目の出荷量又は作付面積が、事業実施前年度に比べて20%以上増加すること。ただし、事業実施前年度において対象品目の出荷量又は作付面積の増加がない場合は、自前年度における対象品目の販売金額が200万円以上であること。



05 多様な農業人材支援事業

対象主体
認定農業人材(県が認定したもの)

05 ハード事業

1 機械施設導入支援規模拡大や新たな品目・新技術の導入などの経営計画の達成に必要な機械・施設の整備について支援

2 遊休施設整備支援ビニール温室など遊休農地施設の解体、移設、補修に要する経費並びに付帯施設の整備について支援

※事業費の下限：30万円

※事業実施主体の保有する同種の機械施設の導入状況を把握し、県が定めている多様な農業人材支援事業交付補助率に準ずるものとする。



補助率
事業費の1/4以内
上限 1,000,000円

※一事業実施主体につき1回限り

[達成すべき成果目標]
事業実施年度の直前年度における対象品目の作付面積合計が経営計画承認時の自前年度の90%以上とすること。